

手続き方法の選択にあたっての留意点

平成28年4月版

手続き方法はどんな種類があるの？

1. 事前採択タイプ[○] (交付申請に先立って応募し、採択を受けるもの)

- 一定の応募期間内に複数戸まとめて提案可能
- 提案者毎に一定の予算の確保が可能

① 評価基準型／認定長期優良住宅型

…評価基準・認定基準に基づいた性能向上リフォームが対象

② 提案型…評価基準で評価できない性能向上リフォームが提案可能

※各性能項目について評価基準では評価できない提案も補助対象とすることが可能

2. 通年申請タイプ (応募、採択の手続きなしで交付申請を行うもの)

- 応募期間に関わらず、10月末までの交付申請期間内であれば申請可能
- 予算の執行状況に応じて途中で締め切る、又は延長する場合がある
- リフォーム工事を実施する住宅が決まっているリフォーム工事の建築主又は施工業者が対象
- 一提案者あたり戸建であれば一戸、共同住宅であれば一棟まで申請可能

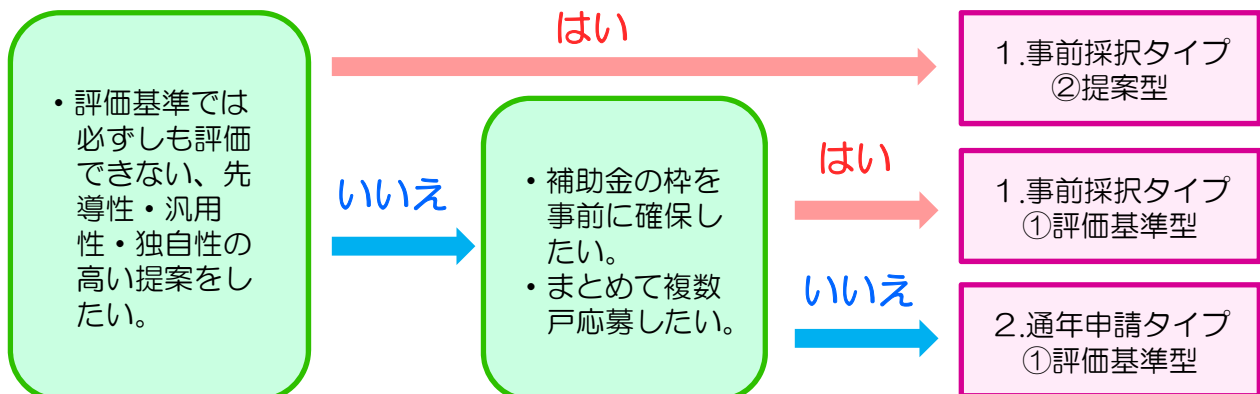
① 評価基準型／認定長期優良住宅型

…評価基準・認定基準に基づいた性能向上リフォームが対象

※ 三世代同居改修工事は、手続方法によらず補助の対象となります。

※ 一提案者が、事前採択タイプの評価基準型と提案型の両方に応募することが可能です。

どの手続き方法を選べばいいの？



手続き方法ごとのメリットは何？

手続きタイプ	メリット	デメリット
事前採択タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ○提案者毎に一定の予算の確保が可能。 ○対象住宅やリフォーム内容が決まっていないものも応募可能。 	
	—	●事前の応募が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> ○優れた提案であれば評価基準型と比較して優先的に採択。 ○各性能項目について評価基準では評価できない提案も補助対象とすることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前の応募が必要。 ●審査のための期間が評価基準型に比べて長い。
通年申請タイプ (評価基準型／認定長期優良住宅型)	<ul style="list-style-type: none"> ○事前応募が不要であり、リフォーム工事の内容が確定していれば、随時申請可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一提案者あたり1戸または一棟に限り申請が可能。 ●予算の執行状況に応じて途中で締め切る場合がある。

【連絡先等】

- ・事務局ホームページ http://www.kenken.go.jp/chouki_r/
- ・問合せ先 **03-5805-0522**